

秋田公立美術大学専攻長等選考規程

平成25年4月1日

規程第37号

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田公立美術大学学則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第1号）第3条第4項に規定する専攻に専攻長を、同条第5項に規定するセンターにセンター長を置くことに関し必要な事項を定めるものとする。

(令和6規程16・一部改正)

(職務)

第2条 専攻の長（以下「専攻長」という。）は、学長の命を受け、所属する専攻を代表し、所属する専攻を統括する。

2 美術教育センターおよび基礎教育センターの長（以下「センター長」という。）は、学長の命を受け、所属するセンターを代表し、所属するセンターを統括する。

(令和6規程16・一部改正)

(任期)

第3条 専攻長およびセンター長（以下「専攻長等」という。）の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 次条第1項第2号又は同項第3号の事由により選出された者の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(令和6規程16・一部改正)

(選考の時期)

第4条 学長は、次のいずれかに該当する場合に専攻長等の選考を行う。

- (1) 専攻長等の任期が満了するとき。
- (2) 専攻長等が辞任を申し出たとき。
- (3) 専攻長等が欠員となったとき。

2 学長は、前項第1号に該当する場合にあっては任期満了の日の2月以前に、同項第2号又は同項第3号に該当する場合にあっては辞任の申出

があったとき、又は欠員となったときに速やかに専攻長等の選考を開始するものとする。

(選考の基準)

第5条 専攻長等は、当該専攻又はセンターに所属する専任の教授又は准教授のうちから選考されるものとする。

2 学長は、専攻長等の選考に当たり、各専攻および美術教育センターの推薦を受けるものとする。

(令和6規程16・一部改正)

(任命)

第6条 学長は、前条の規定により選考した専攻長等を、理事会の議を経て、任命する。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(専攻等幹事の選考等)

2 この規程の施行の日後、最初の専攻等幹事は、第6条の規程に関わらず、学長が選考し、任命する。

附 則(平成25年10月17日規程第136号)

(施行期日)

1 この規定は、平成25年10月17日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日後、最初に任命される美術教育センター長の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則(平成26年5月28日平成26年規程第18号)

(施行期日)

1 この規定は、平成26年5月28日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日後、最初に任命される専攻長等の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則（令和2年3月31日規程第16号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月27日規程第16号）

この規程は、令和6年10月1日から施行する。